

カード代替電磁的記録を用いた本人確認方法の新設について

犯収法施行規則の主な改正事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の改正（※1）により、**個人番号カードと同等の機能（カード代替電磁的記録）をスマートフォンに搭載**できることになったことを踏まえ、カード代替電磁的記録による本人特定事項の確認方法を新たに規定するもの（※2）。

（※1） 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号。以下「改正法」という。）によるもの。

（※2） 本人の顔写真が表示されている個人番号カードの交付を受けている者に限る。

新たに規定する本人確認方法

カード代替電磁的記録（※1）

カード代替記録事項（※2）

氏名
振り仮名
生年月日
住所・性別
個人番号
顔写真

スマホの
公開鍵
機構の署名値
（電子署名）



顧客

① カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住居、生年月日及び顔写真の送信を求める

② 送信用プログラム（※3）と同等の機能を有するものを用いて①で求められた情報を送信

特定事業者/
郵便局員等



③ 確認用プログラム（※4）と同等の機能を有するものにより、送信された情報が顧客であることを確認

（※1） 改正法による改正後の番号利用法（以下「新番号利用法」という。）第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録をいう。

（※2） 番号利用法第2条第7項第1号から第5号までに掲げる事項及び本人の写真をいう。

（※3） 新番号利用法第18条の3第1項により内閣総理大臣の認定を受けたプログラムをいう。

（※4） 新番号利用法第18条の4第1項により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第2項の認定を受けたプログラムをいう。

その他の改正事項

上記の本人確認方法の新設に伴い、確認記録の作成方法について、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録に係る情報又はその写しを確認記録に添付する方法を新たに規定するほか、所要の改正を行う。